

鹿児島市シティプロモーション キャラクター使用ルールブック

目次

1. はじめに
2. 「マグマシティ」に込めた思い
3. マグニョンとは・・・
4. プロフィール
5. 使用の流れ
6. 使用の制限
7. カラー指定・回転図・比率
8. イラスト使用上の禁止事項

ver.5 (2025.4)

鹿児島市企画財政局企画部
ふるさと納税・シティプロモーション戦略課



マグニョン

1. はじめに

- 火山の妖精“マグニヨン”は、鹿児島市のシンボルマーク「マグマシティ」に込められた想いを全国の皆さんに伝えていくためのシティプロモーションキャラクターです。
- “マグニヨン”と「マグマシティ」は、鹿児島市に想いを寄せ、「鹿児島市をもっと知ってほしい」「鹿児島市を盛り上げたい」「鹿児島市が大好き」と思っている誰もがお使いいただけます。
- そこで、“マグニヨン”を統一的なイメージで正しく使用いただくため本使用ルールブックを定めました。
- “マグニヨン”が、鹿児島市内外の皆さんに活用され、多くの方々に愛着を持たれるキャラクターとなることを願っています。

※本使用ルールブックは、鹿児島市シティプロモーションキャラクター「マグニヨン」使用取扱要領に基づき作成しています。

※シンボルマーク「マグマシティ」の使用にあたりましては、別途定める鹿児島市シティプロモーションシンボルマーク使用ルールブックをご覧ください。

※火山の妖精“マグニヨン”、シンボルマーク「マグマシティ」の著作権等は、いずれも鹿児島市に帰属します。必ず市が定めるルールに従ってご使用ください。

■問い合わせ窓口

鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL : (099)803-9547 FAX : (099)216-1108
email : citypromo@city.kagoshima.lg.jp

2. 「マグマシティ」に 込めた想い



- “マグニョン”を使用いただくにあたり、シンボルマーク「マグマシティ」（右上図）に込められた想いを知っていただく必要があります。
- 「あなたとわくわく マグマシティ」は、本市ならではの魅力・価値を凝縮して表現した本市のブランドメッセージであり、これをビジュアル化したものがシンボルマーク「マグマシティ」です。
- この制作過程におけるアンケート調査やワークショップ等から、「食・温泉・歴史・自然」といった地域資源に加え「人の温もり・情熱」も本市ならではの魅力・価値であることがわかりました。市民や来訪者は、これらを体験することで癒され、新たなことに挑戦しようとする思いが育まれるという本市のブランドコンセプトが導き出されました。
- ここから、鹿児島市のまちや人が持つ**“熱量”**を、活火山・桜島をイメージする**“マグマ”**になぞらえ、「マグマシティ」とうフレーズが生まれました。
- マークの桜島には、**鹿児島市民（赤い糸）**と**市外の人々（青い糸）**が交流する中で、思いを合わせ、わくわくする未来を紡いでいこうという思いが込められています。

“マグニョン”は、この想いを広く皆さんに伝えていくためのストーリーテラー（語り部）なのです。

日本語版



マグマ、それは、桜島が宿すエネルギー。
大らかであたたかく、時に熱い人々の心。
そして、人と人が紡ぎ出す、未来への力。

ここは、みんなの思いを合わせ、
夢へと向かっていける「マグマシティ」。

もっとつながりたくなる、夢をかなえたいくなる、
ここで暮らしたくなる……。
わくわくする明日を、あなたと。

英語版



There's a reservoir of energy bubbling beneath the surface of Sakurajima.

It is magma.

It ignites the dreams of those of us who live here.

It fuels our passion to support each other and welcome new friends.

It drives our community toward a sustainable future.

Come and experience Magma City.

Together we will make your dreams come true.

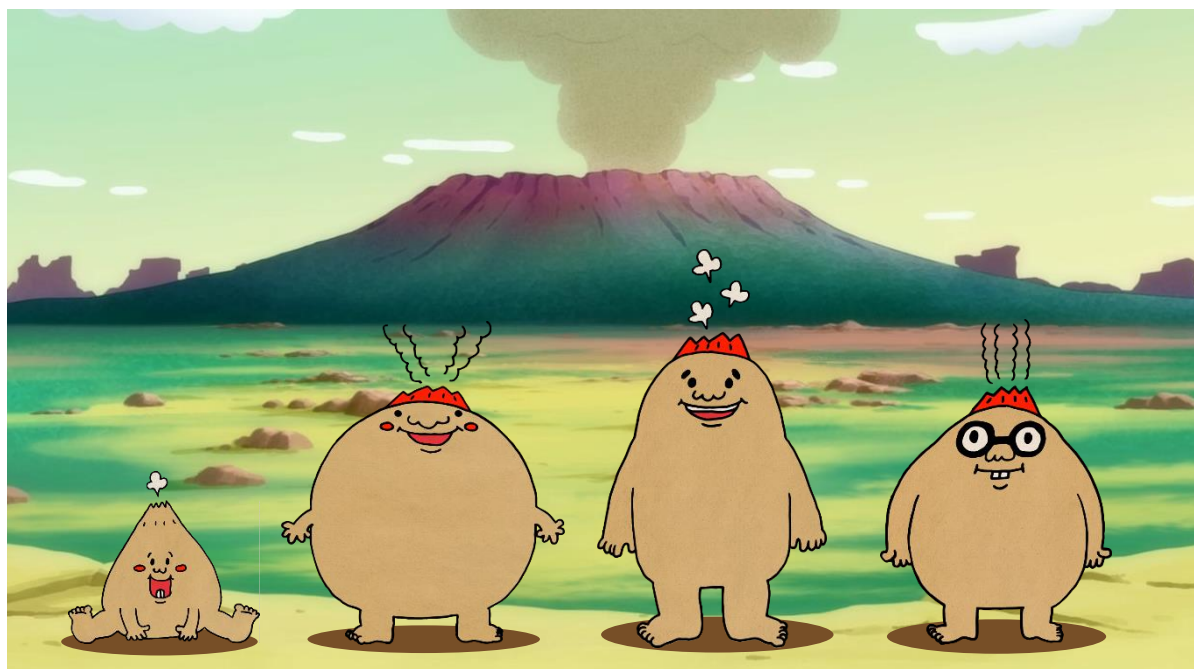
3. マグニョンとは・・・

マグニョンは、「桜島」から生まれた“火山の妖精”。
はるか昔から鹿児島県の地で、コミュニティを作って暮らしていました。

陽気な性格で、ときに熱い。思いやりにあふれ、みんなに元気と勇気を与えてくれます。

そしてこの妖精は、今もカタチを変えて、現代の鹿児島県民の心の中に息づいているのだそう。

ときおり桜島から舞い落ちる火山灰の一粒一粒にマグニョンが宿っているのかもしれない。

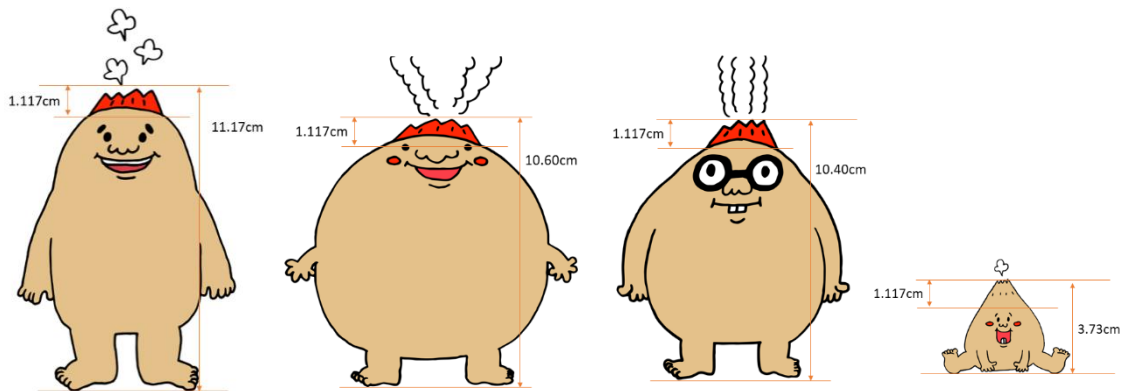


4. プロフィール

マグニョンは、みんな似たようなフォルムをしているけれども、がっちりしていたり、丸かったり、メガネのようなものをかけていたり…、一人ひとりに違いがあります。

共通しているのは、桜島のような蒸気の出る頭を持っていること。

よく見ると、頭から出てくる蒸気の形もそれぞれ違います。どうやら性格がその形に表れるようです。



4. プロフィール（リキニョン）

名前：リキニョン

身長：11.17cm

体重：昔ながらのお湯割りグラスになみなみ注いだ
焼酎とだいたい同じ

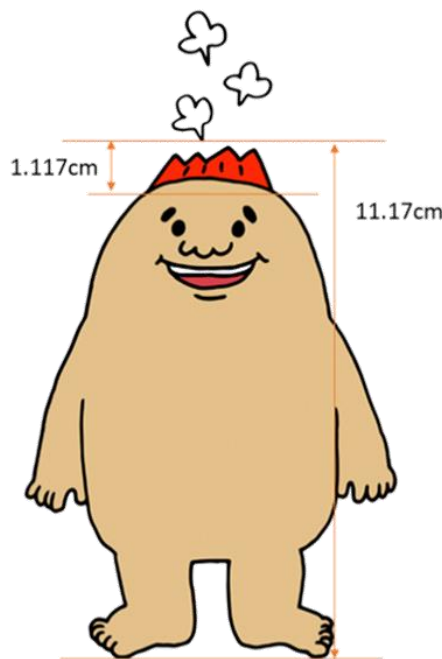
誕生：26,000年前 蝉の鳴き声が響くよく晴れた日

湯気：ぽっぽっと小刻みに出ている

たくましい腕と足を持ち、力持ちで怖いものなし。情に厚く
涙もろい。

西郷さんに似ているねと言われることを内心喜びながらも、
自分らしさを見失わないよう気にしている。自分のほうがず
いぶん先に生まれていることには気づいていない。

桜島フェリーにのって、名物のうどんをくわえながら行うイ
ルカウォッチングがちょっとした息抜き。イルカのダイナ
ミックな動きにひそかに憧れている。



4. プロフィール（マルニョン）

名前：マルニョン

身長：10.60cm

体重：かるかんまんじゅうとほぼ同じ

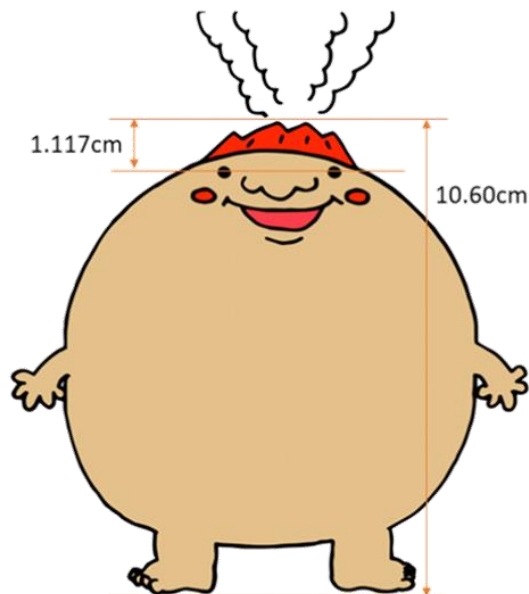
誕生：26,000年前 雪がちらつく寒い日

湯気：ほわほわと穏やかに出ている

まん丸のフォルムでほっぺが赤くのんびり屋。
面倒見がよく聞き上手。

温泉が大好きで鹿児島市内にある、266の源泉を味わい尽くすのが夢。

世界一大きい大根「桜島大根」に親近感を感じ、桜島大根に負けない、大きな器の妖精を目指している。



4. プロフィール（メガニョン）

名前：メガニョン

身長：10.40cm

体重：両棒餅ちょうど2個分（たっぷりたれ、串は除く）

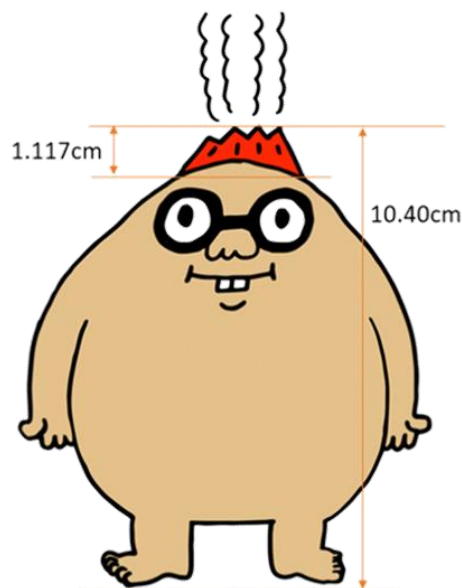
誕生：26,000年前 焼きいもの温かさが染みる涼やかな日

湯気：上に縦長に出ている

何やらめがねのようなものを付けている。いかにも賢そうなたたずまい。メガサイズの物知り。

錦江湾の海面に浮かび上がる、海底火山の火山ガス「たぎり」の観察が日課。観察しすぎたせいか、いつからかめがねのようなものがついてた。気に入ってそのまま装着している。

フルーツを好んで食べる。中でも、肉厚でみずみずしい桜島びわが大好物。



4. プロフィール（ベビニョン）

名前：ベビニョン

身長：3.73cm

体重：桜島小みかんとおおよそ同じ

誕生：4,500年前 新芽が顔を出すうらかな春の日

湯気：気持ちが高まると、ひとつだけぽっと出る

未来を担う無限の可能性を秘めた赤ちゃん。ほっぺが赤く、まだ頭の上の火山ができていない。生まれたばかりの赤ちゃんは、溶岩ケースで守られている。

好奇心がつよく、よく泣くが、大人たちにあやされると涙を流しながらもすぐ笑顔になる。

歯が生えそろった暁には、世界で一番たくさん実のなるみかんと言われている桜島小みかんを食べつくしたいとたくらんでいる。



5. 使用の流れ

- ▶ “マグニョン”の著作権（著作権法第27条及び28条含む）は、鹿児島市に帰属しており、デザイン及びデータを無断で複製・二次使用等をすることはできません。
- ▶ 使用する際は、本ルールブック及び使用取扱要領に基づき、事前に市に申請し、承認を得る必要があります。
- ▶ “マグニョン”は、可能な限りシンボルマーク「マグマシティ」と併用してください。
- ▶ 申請には次の書類の提出が必要です。
 - ① 使用申請書（市ホームページからダウンロード可）
 - ② 使用品等の見本又は企画書



- ※ 審査結果は受付から2週間以内にお知らせします。
- ※ 6ページの使用方法2～5の場合は、事前に市にご相談ください。
- ※ 事前の相談で示されたデザイン等については変更・修正を求める場合があります。
- ※ シンボルマーク「マグマシティ」の使用には届出が必要です。

【申請が不要な場合】

次の場合などは、使用申請をすることなく使用できます。

- ① 市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- ② 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- ③ 個人が市をPRする目的で使用する場合
- ④ その他、市長が適当と認める場合

6. 使用の制限

- 使用内容により、使用を制限する場合があります。

使用方法	使用制限
1. 市が提供するイラストデータを使用する場合	使用申請を行い、本マニュアルに従って正しく使用してください。
2. 市が提供するイラストデータに装飾等を施したり、背景等と合わせてキャラクターを使用する場合	使用方法により、本来のイメージを損なう場合があることから、事前に市にご相談ください。
3. 市が提供するイラストデータを一部編集して、ポーズや表情を変更する場合	ポーズの変更は、本来のイメージを損なう可能性があることから、事前に市にご相談ください。 表情の変更は、使用不可とします。
4. めいぐるみの制作など立体化などをする場合	本来のイメージを損なう場合があることから、事前に市にご相談ください。
5. キャラクターを活用した新たな作品（絵本・アニメなど）を制作する場合	

※シンボルマーク「マグマシティ」の使用規定は、上記とは異なります。

次の場合は使用を承認できません

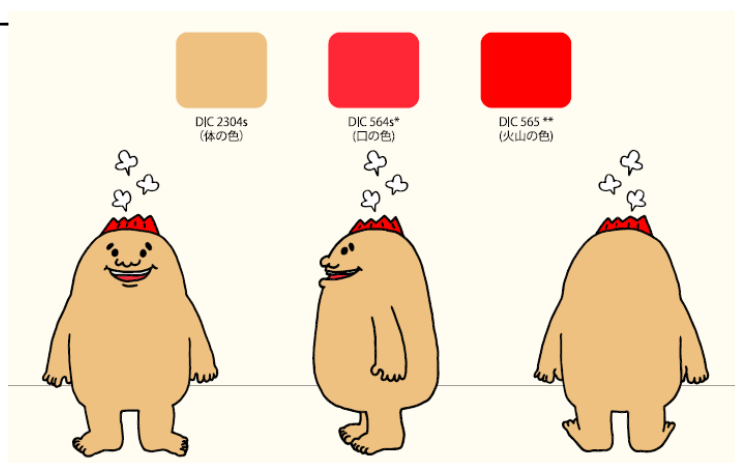
- ① 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- ② 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- ③ 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- ④ 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑤ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑥ 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑦ 風営法上の営業を行う者が使用、また、これらの者が商品等を販売するおそれがある場合
- ⑧ 暴力団不当行為防止法におけるの暴力団・暴力団員や密接な関係を有する者が使用するおそれがある場合
- ⑨ 市への誇りと愛着を持たない者が使用するおそれがある場合
- ⑩ キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ⑪ キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑫ 使用ルールブックに定めるキャラクターの仕様及び使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- ⑬ 市のプロモーションの趣旨に反するおそれがある場合
- ⑭ その他、市長が不適当と認める場合

7. カラー指定・回転図・比率

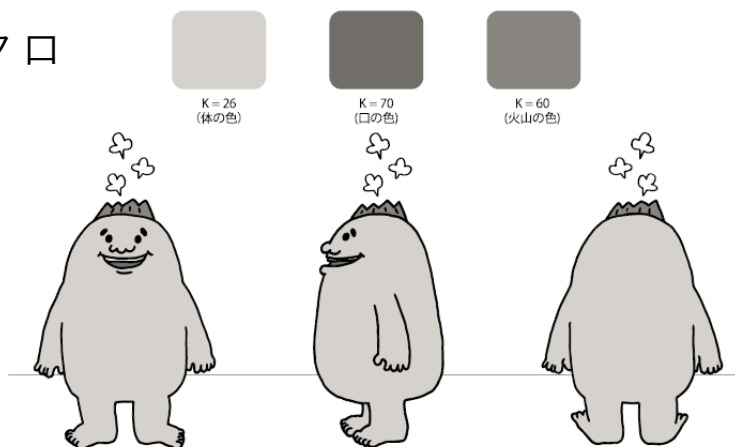
- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。

リキニョン

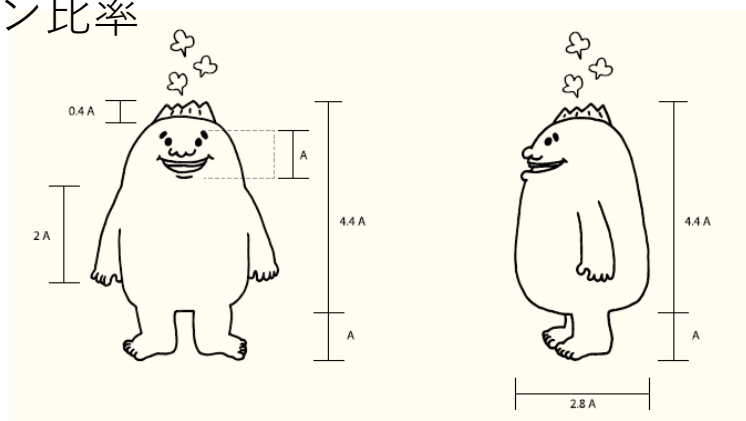
カラー



モノクロ



デザイン比率

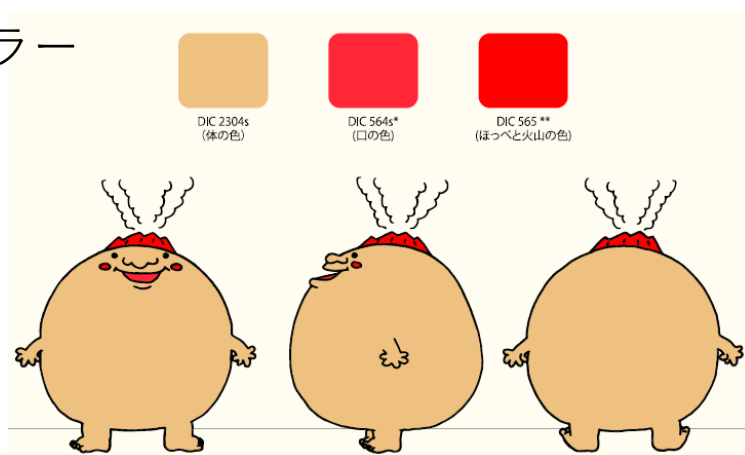


7. カラー指定・回転図・比率

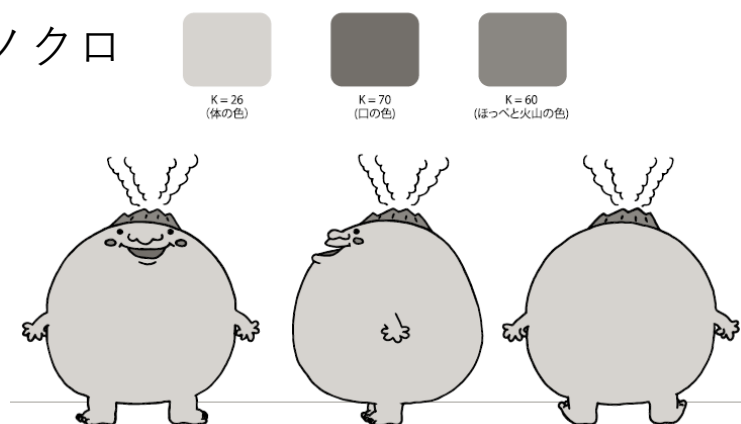
- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。

マルニョン

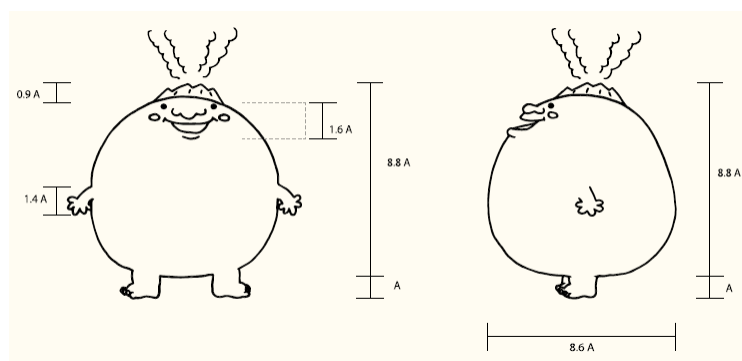
カラー



モノクロ



デザイン比率

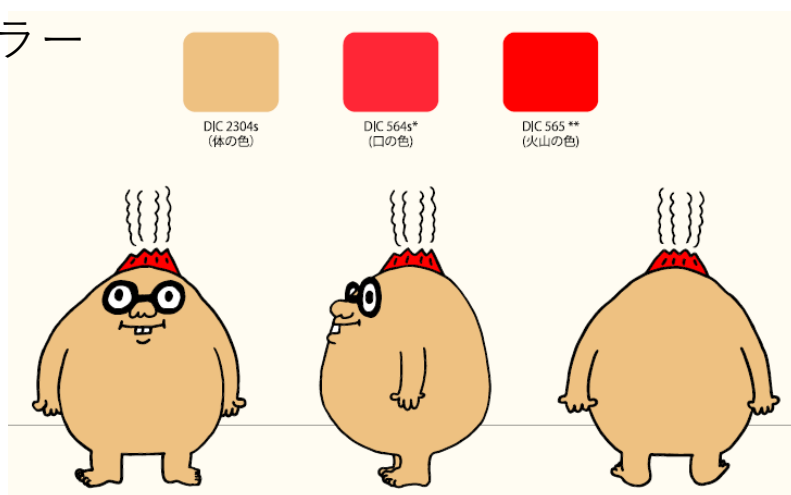


7. カラー指定・回転図・比率

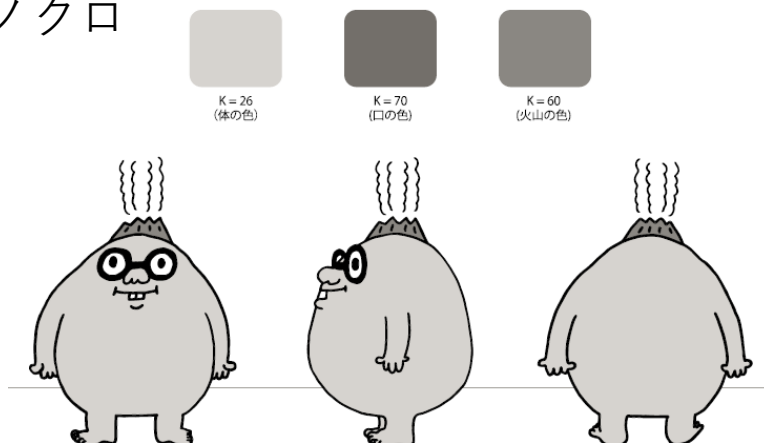
- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。

メガニョン

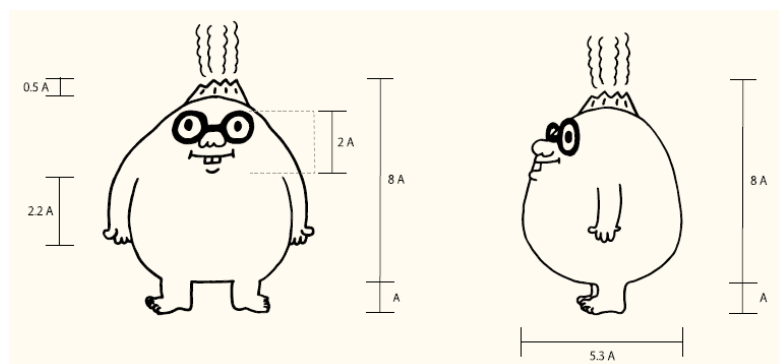
カラー



モノクロ



デザイン比率

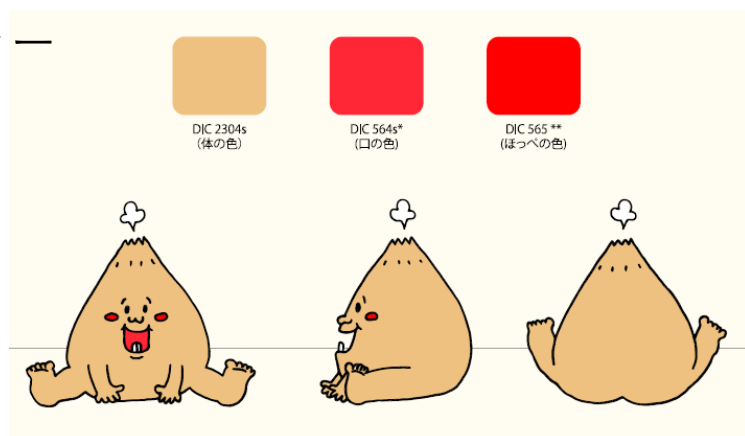


7. カラー指定・回転図・比率

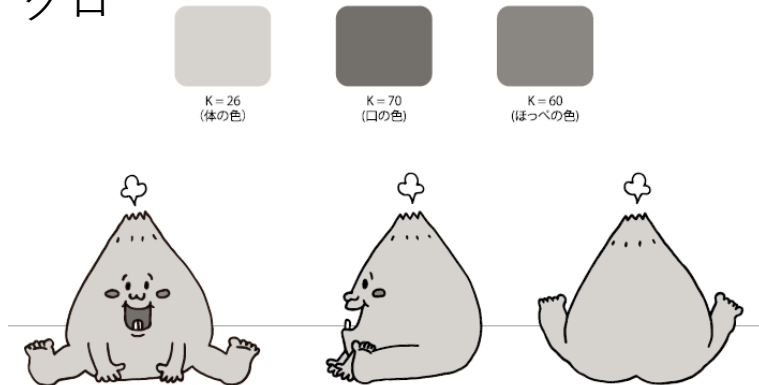
- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。

ベビニョン

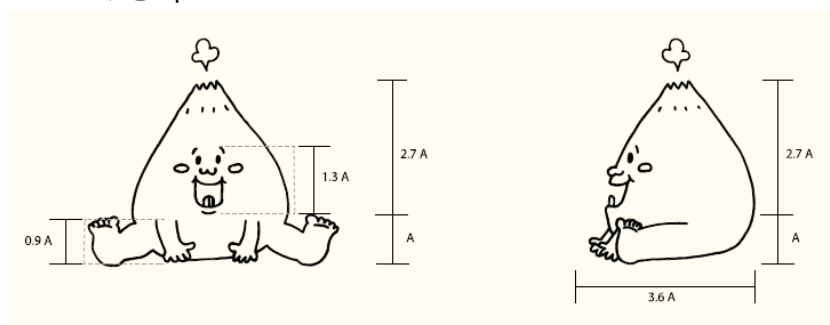
カラー



モノクロ



デザイン比率



8. イラスト使用上の 禁止事項

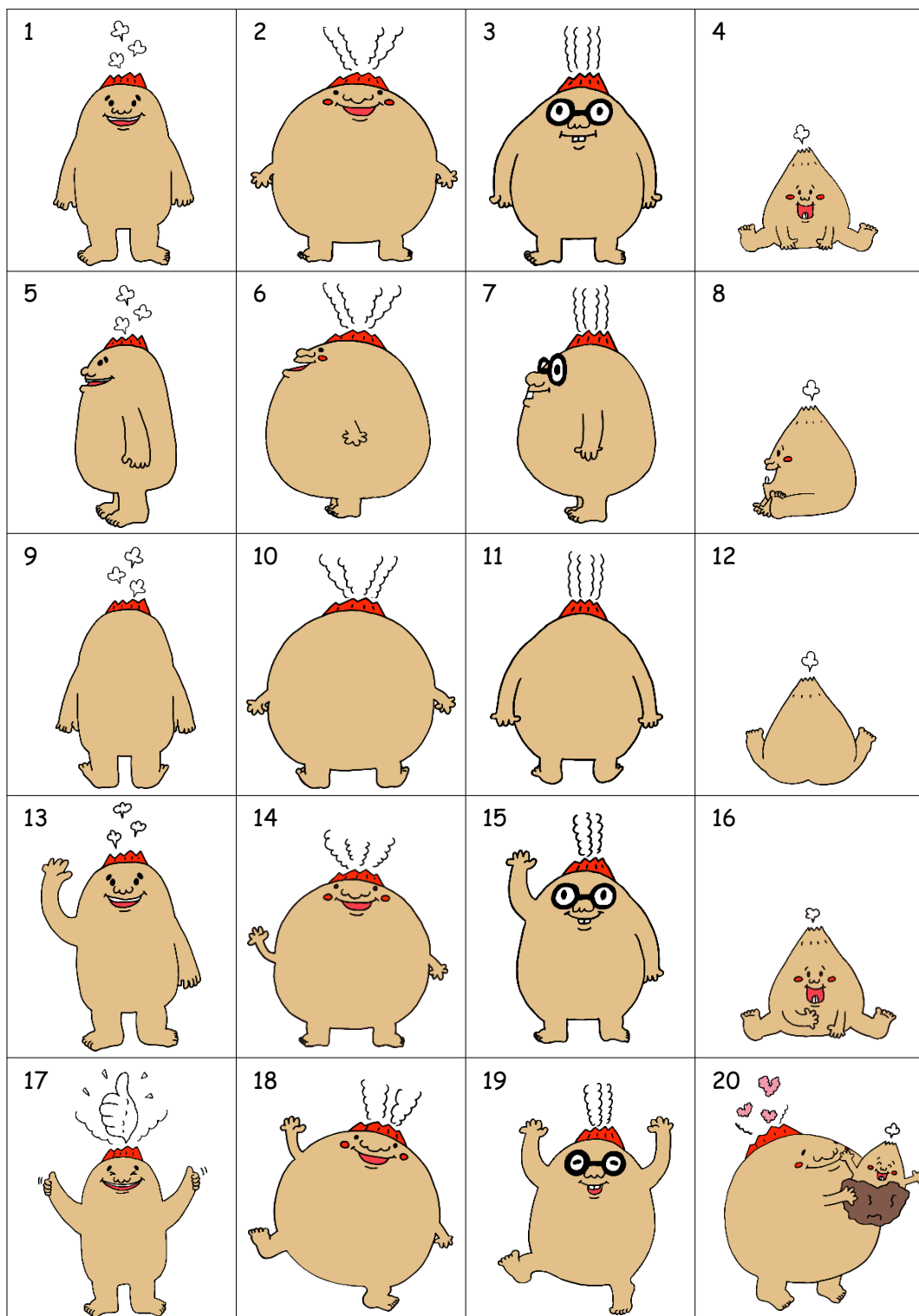
- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。

事項	可否	備考
左右反転	可	
色無ふちどり表示	可	
シルエット表示	可	
一部利用（覗き・見切れ）	程度により可	要相談
変形（長体・平体・斜対）	不可	
表情変更	不可	
色の変更	不可	

※記載のない事項で、不明な点がある場合はお問い合わせください。

【別紙】イラスト集

- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



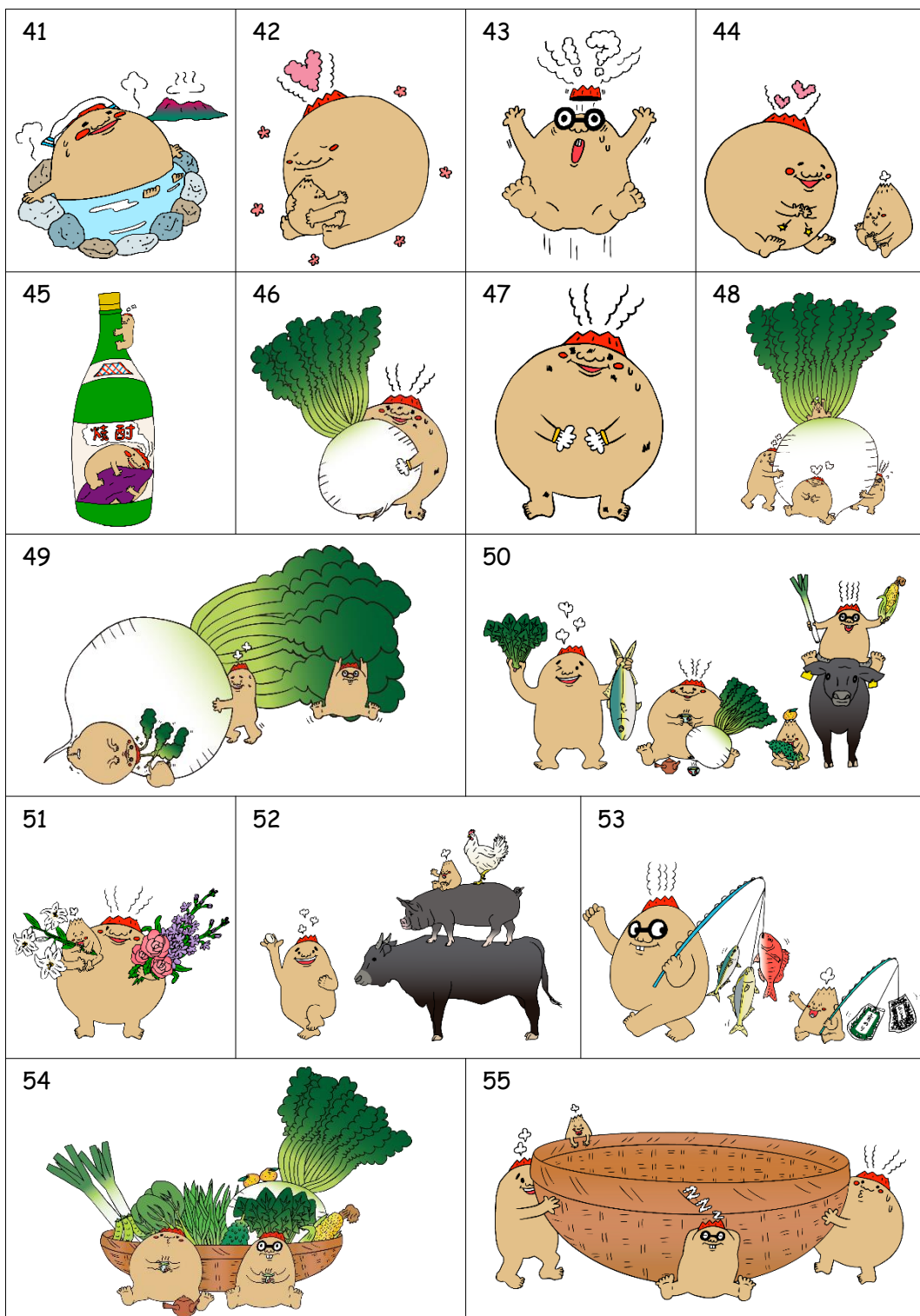
【別紙】イラスト集

- ・ キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- ・ 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



【別紙】イラスト集

- ・キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- ・使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



【別紙】イラスト集

- ・ キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- ・ 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



【別紙】イラスト集

- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



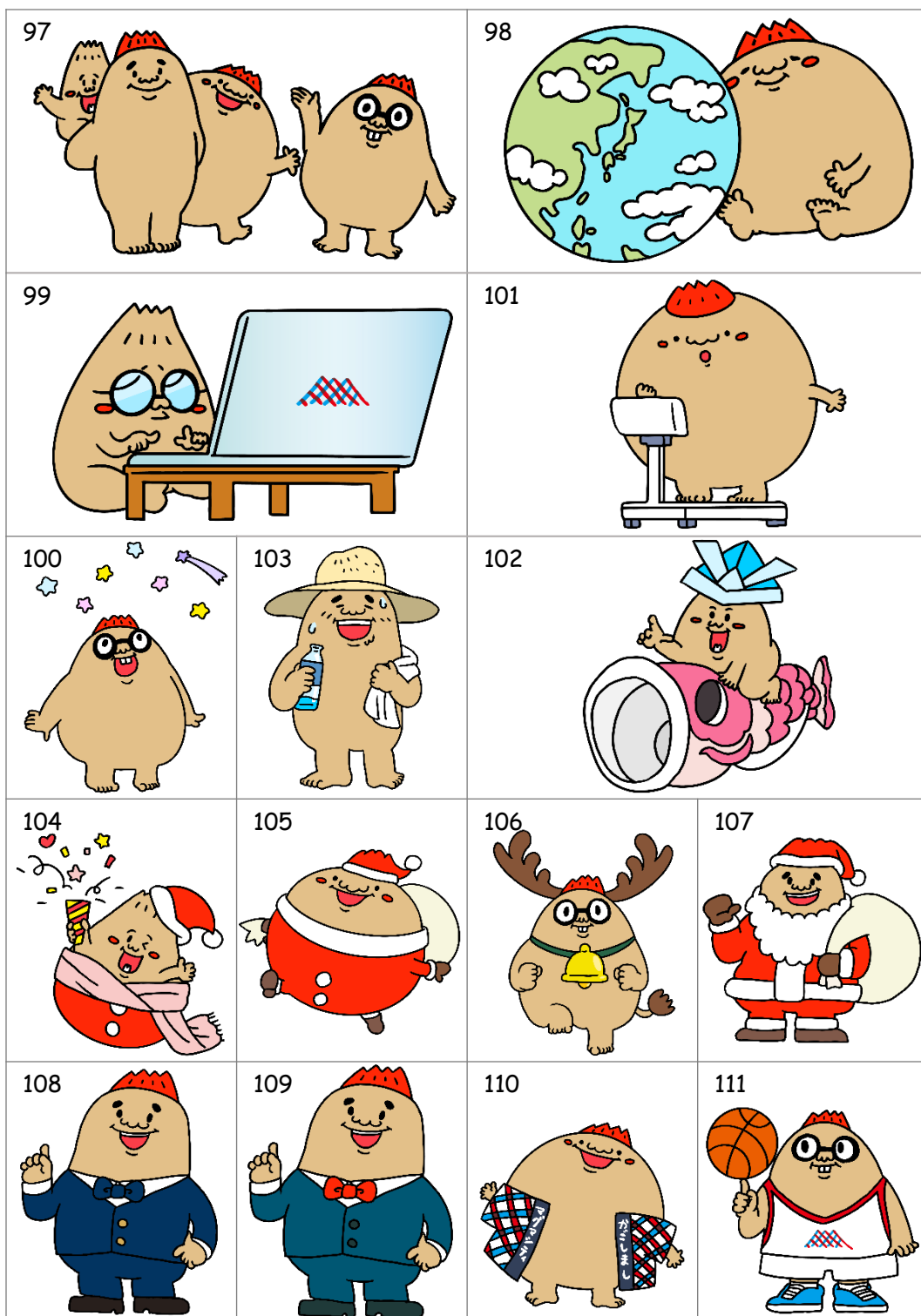
【別紙】イラスト集

- ・ キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- ・ 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



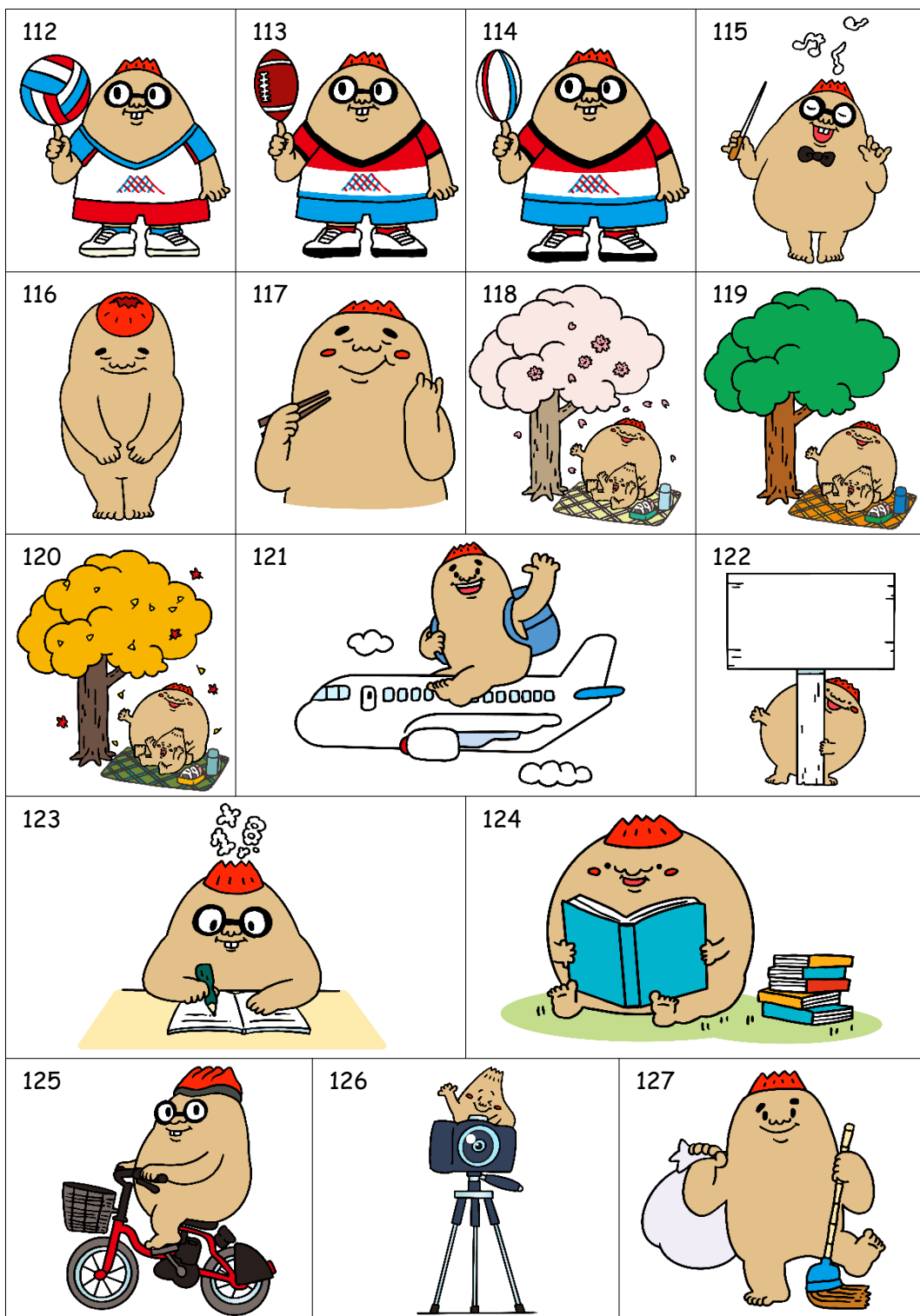
【別紙】イラスト集

- ・ キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- ・ 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



【別紙】イラスト集

- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。



【別紙】イラスト集

- キャラクターのイラストを使用する際には、原則として、本ルールブックに基づき、提供データをそのまま使用してください。
- 使用ルールブック内のイラストは、閲覧用ファイルのため、画質や色味の再現性の問題によりそのままは使用いただけません。

128	